

平成23年度に実施する調査

1. 基本精度管理調査（注1）

（1）模擬排水試料

項目：一般項目（COD、BOD、ふっ素及びTOC）

分析方法：「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（平成49年環境省告示第64号）等

選択理由：調査計画（計画期間における実施内容）（注2）に基づき実施する（参加機関からの要望が多い）。

排水基準項目については、基準値が設定され、検定方法が規定されている。

2. 高等精度管理調査（注1）

（1）模擬排水試料

項目：要監視項目（農薬）及び要調査項目

・要監視項目（ジクロロボス、フェノブカルブ）

・要調査項目（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、ペルフルオロオクタン酸（PFOA））

分析方法：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月、環水規第121号、環境庁水質保全局水質規制課）又は「要調査項目等調査マニュアル（水質、底質、水生生物）」（平成20年3月、環境省水・大気環境局水環境課）

選択理由：調査計画（計画期間における実施内容）（注2）に基づき実施する。

昨年度調査を踏まえた追跡調査とする。

農薬（ジクロロボス、フェノブカルブ）については、要監視項目として指針値が設定され、測定方法が規定されている。

PFOS及びPFOAについては、要調査項目等であり、測定方法が示されている。

（2）土壌試料

項目：ダイオキシン類

分析方法：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）（詳細は、「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」（平成21年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）又は「ダイオキシン類に係る土壌調査マニュアル」（平成21年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）による）

選択理由：調査計画（計画期間における実施内容）（注2）に基づき実施する。

環境基準が設定され、測定方法も規定されている。測定方法としては、「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」及び「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に規定されている。

（注1）「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が規定されている測定項目に対する調査、「高等精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法が規定されていない（または規定されて間もない）又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。

（注2）平成23年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査のあり方について」（平成23年5月23日）による。